

2022年人権週間ギャラリー展

「百年の問いー全国水平社と真宗大谷派」

III 誇り得る時が来た

Shinran
50th
80th

真宗大谷派
東本願寺
shinshu-otani-ha
Higashihonganji

期 間 2022年12月6日(火)～26日(月)
時 間 9時～16時
会 場 真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー1階
監 修 谷元 昭信 氏(元部落解放同盟中央書記次長)
内田 龍史 氏(関西大学社会学部教授)
お問合せ 真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部
☎ 075-371-9247
HP <https://jodo-shinshu.info/kaisui/>



【公開シンポジウム「誇り得る時が来た」】

日時 2022年12月22日(木)14時～16時30分
会場 真宗大谷派宗務所3階 議場
パネリスト 谷元 昭信 氏
内田 龍史 氏
訓霸 浩 氏 (三重教区金藏寺住職)
コーディネーター 阪本 仁 解放運動推進本部本部委員

スケジュール

13:30 開場・受付開始

14:00 開会

真宗宗歌齊唱

開会挨拶 尾畠英和解放運動推進本部長

オリエンテーション

14:10 シンポジウム

登壇者紹介

谷元昭信さん（元部落解放同盟中央執行書記次長）

内田龍史さん（関西大学社会学部教授）

訓覇浩さん（三重教区金藏寺住職・元解放運動推進本部本部委員）

コーディネーター 阪本仁解放運動推進本部本部委員

各パネリストからの提言

15:15 休憩

15:30 パネルディスカッション

16:25 閉会

閉会挨拶 荷葉一浩解放運動推進本部事務部長

恩徳讃齊唱

MEMO

第1部 戦後の部落解放運動

1922年3月3日に創立された全国水平社は、1942年1月20日に国家総動員の戦争体制のもとで法的に消滅した。日本人権史上における輝かしい足跡とともに最終的に戦争への協力という痛恨の歴史を刻んだ。

1945年8月15日の敗戦直後から、水平社運動の再建協議がすすめられ、1946年2月19日に松本治一郎を委員長にして部落解放全国委員会が結成され、1955年8月に部落解放同盟と改称して現在に至っている。

戦後の部落解放運動は、日本国憲法（1946年11月3日公布）や世界人権宣言（1948年12月国連総会採択）を活用し、非差別・平等と民主主義を求めて、1950年代から部落解放国策樹立運動を展開した。しかし、政府の「部落問題は解決済み」という姿勢と「寝た子を起こすな」という根強い社会意識の二大障壁のために、苦難を極めた。

1965年8月に出された同和対策審議会答申は、これまでの政府の姿勢を180度転換させるという画期的な方向性を示した。すなわち、＜部落差別の厳存＞を認め、部落差別問題の解決は＜国の責務＞であり＜国民的課題＞であるとして、問題解決への総合政策と立法措置の必要性を謳いあげた。

爾来、1969年7月から2002年3月末まで、同和対策事業にかかる「特別措置法」時代の同和行政が33年間にわたって実施され、被差別部落の環境は大きく改善されたが、部落差別そのものは現在も未解決のままである。

この間、民間側からの「部落解放基本法」制定運動（1985年開始）や政府側からの「人権擁護法案」（2002年）や「人権委員会設置法案」（2009年）の制定をめぐる種々の取り組みがなされてきたが、いずれも未制定であった。

このような立法不作為の状況のもとで、21世紀になり急速に進んだ高度情報化社会の到来によって、「顔が見えない陰湿巧妙な差別事件」が横行し、「差別を当然視する確信犯的差別主義」も台頭してきた。

日本社会の根強い差別的土壤を前にして、2016年には、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」のいわゆる「差別解消三法」が制定・施行された。大きな画期ではあるが、問題克服への課題は山積している。

全国水平社創立100年を機に、マイノリティの人たちはもちろんのこと、すべての人びとが、自らの存在に「誇り」を持てる社会にしていくことが求められている。

第2部 戦後、大谷派における解放運動

戦後まもなく、1946年に開かれた全国部落代表者会議は、部落解放運動の再出発の会議であった。大谷派の部落差別問題への取り組みを牽引してきた武内了温は、本願寺派の梅原真隆とともに、水平社と融和団体の代表に並んで、代表者会議の発起人として名を連ね、議長を務めている。このことは、戦後の解放運動に東西両本願寺が主体的に合流し、団結する意気込みを表すものであろう。しかし、その動き出しある武内個人の取り組みにとどまり、教団全体の取り組みになりえなかつた。そのことは、1962年に信仰回復運動として発足した同朋会運動に取り組む中で、度重なる差別事件で明らかになった教団のもつ差別性が、部落解放同盟からの糾弾において公然化したことからも明白であろう。

1967年の難波別院輪番差別事件からの20年間、教学者や教団の運営責任者による差別事件が続發し、自らの差別体質が問われてきた。1987年に惹起した全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件を契機とする糾弾会は、2回にわたって、「真宗大谷派糾弾会（1989年）」という名称で行われた。この名称は、糾弾の目的が個別の事件に対するものではなく、教団全体の体質を問うものであることを意味する。差別事件を個人的な問題として矮小化することを^{ただ}糾すとともに、同朋会運動をいのちとする教団の差別体質を糾弾するものであった。

教団は1971年に宗務所に同和部を設置し、翌1972年には各教区に同和協議会を設置することで、解放運動を全国的に取り組む体制の構築を図った。その後、1977年に同和部を廃止して同和推進本部を発足させ、『仏の名のもとに』を発刊した。それは『宗祖親鸞聖人』とともに同朋の会テキストとして用いることで解放運動推進を同朋会運動推進と一体のものとして位置づけ、その願いを具現化しようとしていたからである。しかし、その後の真宗大谷派糾弾会に至る歴史は、部落差別問題への取り組みが同朋会運動とは切り離され、信仰の課題となつていなかつたことを示している。

私たちの教団は、糾弾という被差別者の声が無ければ自らの差別体質に気づけない、真に恥ずべき在り方を露呈してきた。「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止」運動や「部落解放基本法」制定要求運動は、糾弾から始まった取り組みである。現在に至る「是旃陀羅」問題も、「痛み」を訴える声によって、私たちは改めて問題に気づかされ、向き合うこととなつた。同朋会運動の60年の歴史は、差別問題と糾弾の歴史に重なる。それは、私たちが誰を「同朋」としているのかを問い合わせる歴史でもあった。

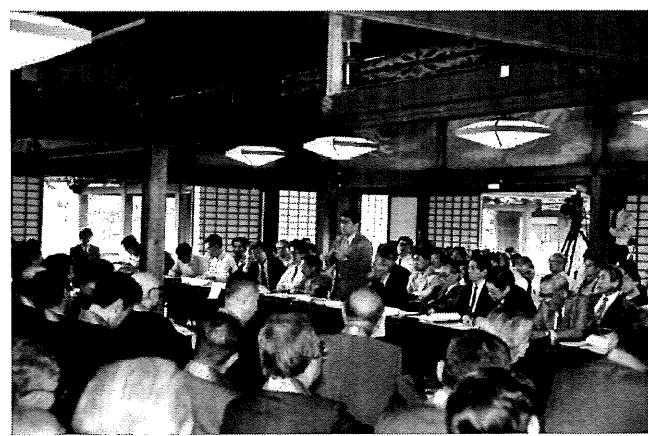
2. 真宗大谷派において「糾弾」とは



難波別院輪番差別事件 第一回糾弾会を伝える記事

(『解放新聞』1969年9月5日)

1967年、難波別院輪番が同別院で働く被差別部落出身の職員に差別的言動を繰り返し、解雇しようとしていた事件（難波別院輪番差別事件）をうけ、部落解放同盟中央本部より糾弾を受けた。武内によって動き出した取り組みも、個人にとどまり、組織として課題化できていなかったことが露わとなつた。



「真宗大谷派糾弾会」で親鸞への回帰を問う、故小森龍邦氏

1987年、訓覇信雄元宗務総長の講演録の中で、差別用語・差別表現が繰り返された（全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件）。この講演録に対し、教団内外から批判が相次ぎ、部落解放同盟との確認会を経て、「真宗大谷派糾弾会」が開催された。

「真宗大谷派糾弾会」を伝える記事

「真宗大谷派糾弾会」の名で行われた糾弾会は、事件当事者だけの問題ではなく、教団とそこに属するすべての人びとが問われているということを象徴している。真宗の教えを聞く一人ひとりが、主体的に事件と糾弾を受けとめていくことが要請された。

3. 紛弾から見直す同朋会運動

宗門各位に告ぐ(宗門白書)

〔『真宗』1956年4月号〕
宗祖700回御遠忌を迎えるにあたり、宗門の混迷の実情を訴え、打開方向を模索しようとした。注目されるのは、徳川封建教学から脱皮し、真宗の教學を世界的視野において展開した清沢満之の思想を基に、教學の充実と自信教人信の誠を尽くす人材養成を第一の課題とした。

2

眞善美易经と云ふ、新奇なる書の通称である。

それは從來聖賢に門徒と称していただけのものか、心から親鸞聖人の教説によつて
眞面目にやさめ、我々信者と言つていただけのものが、全生滅を経てお顕の仏の
正體に立つて、いただくための運動である。

その時あなたは、なんうの寺となる、寺の本尊、宗の本目となる。

其し早に一歩、一家の繁榮のためのものでは決してない。それは、人情に修ける
教曰くである。世界中の八萬の菩薩を開かんとする運動である。

（つづき）

法目あびる同朋会運動

東本願寺の体質改善

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

法目あびる同朋会運動

「真宗同朋会とは、純粹なる信仰運動である。」

〔真宗〕1962年12月号
1962年6月、訓覇内局のもと同朋会運動が始まった。その年の『真宗』12月号は「真宗同朋会一住職の手引き」として、特別号が設けられた。巻頭において、「真宗同朋会とは、純粹なる信仰運動である」と宣言し、その目的を「世界中の人の眞の幸福を開かんとする運動」としている。難波別院輪番差別事件の全8回の糾弾会、そして真宗大谷派糾弾会は、この運動の質を問うたものであった。

東本願寺の体質改善

(『真宗』1962年12月号)
教団の近代化を目指してはじまつた同朋会運動は、新聞各社に取り上げられた。そこでは「東本願寺の体質改善」として同朋会運動の意味を報じている。そのことは、『真宗』1962年12月号でも取り上げた。

資料19

曾我量深の慚愧陳述書

先般私は「宿縁と宿善」という題目でお話いたしました時（中道十月号 所載）、われわれ宗門人が反省しなければならないこととして“閉鎖社會”という言葉で言うべきところを差別言辞を用いました。この言葉は使ってならないということを重々知つておりながら、この言葉によつて著しく傷つけられるお方々が現実にあるといふことに思い至らなかつたことは私の認識が至らなかつたことでありますして省みてまことにお恥しい次第であります。私がそんな差別的言辞を使つたということは自分が機の深信を欠いていることを暴露したお恥しいことであります。そういうことは或る程度までは自分にわかつてゐるのだが、口先だけの説法になつていて自分の生活になつていないことを暴露したのでありますまことにお恥しいことである。

これは私一人が全社會に負うべき責任であります。

心から恐懼慚愧いたします。

昭和四十五年十一月四日

曾我量深印

〔註〕

資料19については、曾我量深の直筆ではない可能性が高いことが判明した。当本部としては、当時の関係者からの聞き取り、関連資料などの検討をおこなつた結果、直筆ではないが、曾我量深の意思が表現されている文書と判断し、資料名を当時の公の文書で使用されている「慚愧陳述書」と改めた。

(改訂版第二刷発行 一〇〇九年三月)

公開シンポジウム「誇り得る時が来た」 2022/12/22 真数大谷派宗務所3階議場
部落差別問題に取り組む主体の確立

関西大学社会学部 内田 龍史

はじめに——簡単な自己紹介

現代の部落差別問題、とくに被差別部落民としてのアイデンティティ形成に関する研究

『被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係』(解放出版社)

『現代の部落問題』(共編書・解放出版社)

『部落問題と向きあう若者たち』(編著・解放出版社)など

パネル紹介

主文

1922年3月3日の全国水平社創立を契機とする部落解放運動は、部落差別を撤廃するための主体を「吾が特殊部落民」と位置づけ、部落差別の不当性を訴え、人間を尊敬することによる差別の撤廃を目指してきた。また、差別される原因を被差別部落・部落民に求める眼差しによって否定的なアイデンティティ形成を余儀なくされてきた被差別部落民に対し、誇りうるアイデンティティ形成を促してきた。こうした差別撤廃の方向性は、全国水平社創立宣言において、それまで否定的に使われてきた「エタ」や「特殊部落民」という言葉をあえて用い、「エタである事を誇り得るときが来たのだ」と謳われていることに端的にあらわれている。

1965年の同和対策審議会答申以降、部落解放運動は大きく発展し、女性・青年・高校生・子どもたちの組織化も進んでいく。その際、部落解放運動は、「差別と闘う部落民」として自らの「社会的立場」を自覚し、反差別の主体として部落解放運動に参加し、差別を生み出す社会変革の担い手となることを被差別部落の人びとに要請した。

他方で部落差別事件を起こした行政・メディア・企業・宗教団体などは、部落解放同盟による差別糾弾を受けて反省し、新たに差別を撤廃するための主体として取り組みをはじめた。

また、同和教育や人権教育、社会啓発や人権啓発の実践は、部落差別の不当性を多くの人びとに気づかせ、差別をなくす責任は被差別部落外の人びとにあるという認識も広がった。

しかしながら、近年においても被差別部落の人びとを対象とする結婚差別や差別発言、差別落書き、身元調べなどが少なからず生じているほか、情報化の進展に伴ってインターネット上で被差別部落へのマイナスイメージの流布、差別扇動、身元暴きなどが生じている。また、「寝た子を起こすな」論と呼ばれる部落差別問題には触れない方が良いといった、問題を「不可視化」「無化」する意識も払拭できておらず、部落解放運動が目指してきた、被差別部落出身者が安心して自らの立場を明らかにできる社会の実現には至っていない。

1.部落差別を撤廃する主体としての部落民

水平運動・部落解放運動の告発を受けて表面化した部落差別事件を契機として、多くの被差別部落出身者が、部落差別の不当性に気づき、差別を撤廃するための主体として立ち上がつていった。

2.女性・青年・子どもたちの立ち上がり

部落解放同盟は、各地の被差別部落出身者をつなぐ全国レベルでの各種の交流集会を、その創設以来ほぼ毎年開催してきた。全国各地での先進的な実践を学ぶとともに、集会での全国の仲間との交流を通じて参加者は勇気づけられ、各地の被差別部落での部落解放運動の実践につながつていった。

3.差別する側の反省と新たな主体

部落差別事件を起こした行政・メディア・企業・宗教団体などは、部落解放同盟による差別糾弾を受けて反省し、部落差別を撤廃するための業界団体を結成するなど、新たな主体として取り組みはじめた。

4.同和教育・人権教育の展開と反差別・人権意識の広がり

戦後から各地で被差別部落の子どもたちと向きあう同和教育が展開されてきたが、部落解放運動の高揚や同和対策事業特別措置法の制定など制度的な後押しもあって、学校での同和教育・解放教育、さらには文字を奪われてきた人々への識字学級などの社会教育活動が進展した。

5.部落の文化活動・文化の発信

被差別部落の伝承文化は、1970～80年代以降に被差別であるというネガティブな存在だけではなく、ポジティブな側面を持つ存在として掘り起こされてきた。これらに着目することで、ポジティブな表象としての「部落」ないしは「部落の文化」が創造されてきた。

6.若い世代の活躍

部落解放運動や同和教育・解放教育は、被差別部落の子どもたちに誇りうるアイデンティティ形成を促してきた。また、差別をなくす責任は被差別部落外の人びとにあるという認識の広がりもあって、被差別部落にルーツをもつ若者たちが自らのルーツを語るなど、部落差別問題と向きあいつつ各地で活躍している。

7.部落差別の現在

近年の部落差別に関する大きな課題として、①被差別部落に対するマイナスイメージがインターネット上で拡散していること②情報化社会が進展するなかで、被差別部落の出身者や場所などが暴かれていること、③部落差別問題について「知らない」「認識がない」若者たちが全国的に増えていることなどがあげられる。部落差別を差別として認識するための学習の推進と、部落差別の撤廃が改めて求められている。

おわりに

“ふるさとをかくす”ことを／父は／けもののような鋭どさで覚えた／ふるさとをあばかれ／縊死した友がいた／ふるさとを告白し／許婚者に去られた友がいた／吾子よ／お前には／胸張ってふるさとを名のらせたい／瞳をあげ／何のためらいもなく／“これがわたしのふるさとです”と名のらせたい（丸岡，1969:87）

文献 丸岡忠雄，1969「ふるさと」丸岡忠雄・真原牧，1969『部落——五本目の指を』駱駝詩社:87.

MEMO

真宗宗歌

一、ふかきみ法に
身の幸なにに
あいまつる
たとうべき
ひたすら道を
聞きひらき
まことのみむね
いただかん

真宗各派協和会 作詞
島崎赤太郎 作曲

Music score for '真宗宗歌'. The tempo is indicated as $J = 60$. The key signature is one flat. The lyrics are written below each line of music.

ふかきみのりにあいまつる
みのさちなに一にたとうべき
ひたすらみちをき一ひら一き
まことのみむねいただかん

恩徳譜

(親鸞聖人和讃)

ほねをくだきても謝すべし
師主知識の恩徳も
身を粉にしても報すべし
如來大悲の恩徳は

恩徳譜 II

沢 康雄 作曲

Music score for '恩徳譜 II'. The tempo is indicated as $J = 63$. The key signature is one sharp. The lyrics are written below each line of music.

によらいだいひのおんとくは
みをこにしてもほうすべし
しゅしきのおんとくも
ほねをくだきてもしゃすべし